

兵庫県公報

平成31年3月29日 金曜日 第11号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

病院局管理規程		ページ
○ 病院局組織規程の一部を改正する管理規程	1
○ 病院事業職員の給与に関する規程及び病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程	2

病院局管理規程

病院局組織規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成31年3月29日

兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

兵庫県病院局管理規程第2号

病院局組織規程の一部を改正する管理規程

病院局組織規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第24条の13」を「第24条の14」に改める。

第10条の表県立尼崎総合医療センターの款中

「

リハビリテーション部	
------------	--

」

を

「

リハビリテーション部	リハビリテーション課
------------	------------

」

に改め、同表県立西宮病院の款検査・放射線部の項の次に次のように加える。

リハビリテーション部	リハビリテーション課
------------	------------

第10条の表県立加古川医療センターの款検査・放射線部の項の次に次のように加える。

リハビリテーション部	リハビリテーション課
------------	------------

第10条の表県立淡路医療センターの款検査・放射線部の項の次に次のように加える。

リハビリテーション部	リハビリテーション課
------------	------------

第10条の表県立柏原病院の款検査・放射線部の項の次に次のように加える。

リハビリテーション部	リハビリテーション課
------------	------------

第10条の表県立柏原病院の款に次のように加える。

総合診療センター	業務課 訪問看護課
----------	-----------

第10条の表県立こども病院の款検査・放射線部の項の次に次のように加える。

リハビリテーション部	リハビリテーション課
------------	------------

第10条の表県立がんセンターの款放射線部の項の次に次のように加える。

リハビリテーション部	リハビリテーション課
------------	------------

第10条の表県立姫路循環器病センターの款総務部の項中「経理課」を「経理課 医療情報課」に改め、同款検査・放射線部の項の次に次のように加える。

リハビリテーション部	リハビリテーション課
------------	------------

第11条の表県立尼崎総合医療センターの款診療部の項内科の目中「神経内科 小児神経内科」を「脳神経内科 小児脳神経内科」に改め、同表県立加古川医療センターの款診療部の項内科の目中「神経内科」を「脳神経内科」に改め、同表県立淡路医療センターの款診療部の項内科の目中「神経内科」を「脳神経内科」に改め、同項外科の目中「呼吸器外科」を「呼吸器外科 消化器外科」に改め、同項上記以外の診療科名等の目中「放射線科」を「放射線診断科 放射線治療科」に改め、同表県立姫路循環器病センターの款診療部の項内科の目中「神経内科」を「脳神経内科」に改める。

第3章第1節中第24条の13を第24条の14とし、第24条の12の次に次の1条を加える。

(総合診療センターの業務)

第24条の13 総合診療センターにおいては、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 丹波市ミルネ診療所の開設準備に関すること。
- (2) 丹波市ミルネ訪問看護ステーションに関すること。

第33条の表ゲノム医療・臨床試験センター長の項の次に次のように加える。

総合診療センター長	県立柏原病院の総合診療センター	上司の命を受け、総合診療センターの業務を掌理する。
-----------	-----------------	---------------------------

第34条の表参事の項中「県立病院及び県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センター」を「県立病院又は県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センターの部」に改め、同表次長の項中「県立淡路医療センター救命救急センター」の右に「、県立柏原病院総合診療センター」を加え、同表リハビリテーション技師長の項を削り、同表医事指導専門員の項の次に次のように加える。

栄養指導専門員	県立病院	上司の命を受け、栄養指導に関する業務を処理する。
---------	------	--------------------------

第34条の表主任理学療法士の項から主任言語聴覚士の項までの規定中「リハビリテーション科」を「リハビリテーション部」に改める。

附 則

この管理規程は、平成31年4月1日から施行する。



病院事業職員の給与に関する規程及び病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成31年 3月29日

兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

兵庫県病院局管理規程第3号

病院事業職員の給与に関する規程及び病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程

(病院事業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 病院事業職員の給与に関する規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第12号)の一部を次のように改正

する。

附則第11項から附則第13項までを削る。

附則第14項中「当分の間」を「平成31年 4月 1日から平成32年 3月31日までの間」に、「100分の20」を「100分の10」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第15項を削り、附則第16項を附則第12項とし、附則第17項を附則第13項とする。

附則第18項を削り、附則第19項を附則第14項とし、附則第20項を附則第15項とする。

別表第 8 県立病院又は附属診療所の項中

「医事指導専門員」

を

「医事指導専門員

栄養指導専門員」

に改め、同項中

「検査技師長

リハビリテーション技師長」

を

「検査技師長」

に改める。

別表第 9 本庁の項中

「

	参事
--	----

」

を

「

職員	主査 参事
----	----------

」

に改め、同表県立西宮病院の項から県立淡路医療センターの項までの規定中

「検査・放射線部長」

を

「検査・放射線部長

リハビリテーション部長」

に改め、同表県立柏原病院の項中

「診療部長」

を

「診療部長

総合診療センター長」

に、

「検査・放射線部長」

を

「検査・放射線部長

リハビリテーション部長」

に改め、同表県立こども病院の項中

「検査・放射線部長」

を

「検査・放射線部長

リハビリテーション部長」

に改め、同表県立がんセンターの項中

「放射線部長」

を

「放射線部長

リハビリテーション部長」

に改め、同表県立姫路循環器病センターの項中

「検査・放射線部長」

を

「検査・放射線部長

リハビリテーション部長」

に改める。

別表第10本庁の項中

「

	主幹	班長
--	----	----

」

を

「

主任	主幹	副課長 班長
----	----	-----------

」

に改める。

別表第16地方機関の款中「県立淡路医療センターの救命救急センター長」の右に「、県立柏原病院の総合診療センター長」を加え、「、リハビリテーション技師長（行政職8級の者に限る。）」を削り、「リハビリテーション技師長（行政職8級の者を除く。）」を「リハビリテーション部次長」に、「医師・歯科医師職3級及び行政職7級の者に限る。」を「医師・歯科医師職3級、行政職7級及び看護職5級の者に限る。」に、「高齢者脳機能治療室長並びに」を「高齢者脳機能治療室長、」に改め、「放射線物理科長」の右に「並びに県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センターの医療部次長及び参事（看護職6級の者に限る。）」を加える。

（病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正）

第2条 病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

附則に次のように加える。

（年次休暇の日数の特例）

6 平成30年において日本赤十字社が設置する柏原赤十字病院において当該法人に正規職員として使用される者であった者であって、引き続き平成31年4月1日に新たに職員となった者に係る同年の年次休暇の日数については、当該者を第18条第1項第3号に掲げる者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同号中「20日」とあるのは、「21日」とする。

附 則

（施行期日）

1 この管理規程は、平成31年4月1日から施行する。

（病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程の一部改正）

2 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程（平成27年兵庫県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「（改正後の病院事業職員の給与に関する規程附則第11項又は第12項の規定の適用がないものとした場合における給料月額をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を削る。